



# 香川県建築物耐震化推進プラン

(香川県耐震改修促進計画)

平成19年3月

平成20年5月(改正)

香 川 県

# 目 次

第1章 基本的事項	
1 計画策定の背景	2
2 計画の目的	2
3 計画の基本的事項	2
4 計画の期間	3
5 想定される地震	3
第2章 建築物の耐震化の現状と目標	
1 特に耐震化を図るべき建築物	4
2 耐震化の現状と目標	4
第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項	
1 役割分担	6
2 耐震診断・耐震改修に係る基本的な取組み方針	8
3 耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策の概要	9
4 安心して耐震診断、耐震改修が行うことができるようにするための環境整備	10
5 地震時の建築物の安全対策に関する事業の概要	10
6 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項	12
7 特定優良賃貸住宅の空家の活用に関する事項	12
8 都市再生機構による耐震診断、耐震改修に関する事項	13
9 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策に関する事項	13
第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項	
1 地震防災マップの作成・公表	14
2 相談体制の整備及び情報提供の充実	14
3 パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催	14
4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導	15
5 自治会等との連携	15
第5章 建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携に関する事項	
1 耐震改修促進法による指導等の実施	16
2 建築基準法による勧告又は命令等の実施	16
第6章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	
1 市町が定める耐震改修促進計画に関する事項	17
2 本計画の推進に関する事項	18
3 その他	19
第7章 県有施設の耐震化に関する事項	20

## 第1章 基本的事項

### 1 計画策定の背景

平成7年1月に発生した阪神・淡路大地震により6,400人余の尊い命が失われましたが、このうち4,831人が住宅・建築物の倒壊によるものと言われており、これは地震による直接的な死者数約5,500人の約9割に相当します。

その後、平成16年10月には新潟県中越地震が、平成17年3月には福岡県西方沖地震が発生し、これまで想定していなかった地域でも大きな地震が起きています。

また、南海地震は今後30年以内に50%の確率で発生する可能性があり、本県でも大きな被害を受けることが予想されています。

地震による人的、経済的被害を軽減するためには、住宅・建築物の耐震化の推進などの地震防災対策が必要です。このような中、地震による死者数を半減させることを目的として平成17年11月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）が改正され、国は「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日 国土交通省告示第184号（以下「基本方針」という。））を示しました。

本県はこれらに基づき香川県建築物耐震化推進プラン（香川県耐震改修促進計画）以下「県計画」という。）を作成するものです。

### 2 計画の目的

県計画は、近い将来発生が予想される大規模地震による住宅・建築物の倒壊等から人的被害や経済的な被害を軽減するため、主として昭和56年以前のいわゆる旧耐震基準で建築された既存建築物の耐震化を総合的かつ計画的に促進することを目的としています。また、今後市町が作成する耐震改修促進計画の指針となるものでもあります。

### 3 計画の基本的事項

改正された耐震改修促進法では、

- ・国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。（第3条第4項）
- ・特定建築物の所有者は、当該特定建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該特定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。（第6条第1項）

とされており、基本方針でも住宅・建築物の所有者等が自らの問題、地域の問題として地震防災対策に取り組むことが不可欠であるとされています。

国及び地方公共団体は所有者等の取り組みを支援するという観点から、本県においても耐震に関する相談体制の整備、講習会の開催による技術者の養成、住宅セミナー等による啓発などを行い、県民の自主的、主体的な取り組みを促進します。

#### 4 計画の期間

この計画の期間は平成18年度から平成27年度までの10年間とします。なお必要に応じて中間年度（平成22年度）を目途に耐震化目標等の見直しを行うものとします。

#### 5 想定される地震

将来本県において被害が予想される地震として、

- ①南海トラフを震源域とする地震
- ②中央構造線（三野・池田断層）を震源域とする地震
- ③長尾断層を震源域とする地震

が想定されています。

このうち、②については発生する可能性は低く、また③については可能性は極めて低いとされています。したがって、県計画で想定する地震は①とし、その被害は下表のように想定されています。

南海地震による被害想定

項目		被害想定結果	
条件	震源域	南海トラフ	
	マグニチュード	8.4	
震度の予測	震度分布	5弱 ～ 6強	
	液状化分布	臨海部のごく限られた地域がランクA 低地部のほとんどがランクB	
	斜面崩壊	斜面崩壊危険性は低い	
	津波	高さ0.5m～1.9m 満潮時は1.7m～3.1m	
建物被害	地震動・液状化	全壊	4,567棟
		半壊	17,414棟
	津波	床上浸水	26,498棟
		床下浸水	20,410棟
火災	出火(冬の夕方)	29件(3時間後まで) 47件(1日後まで)	
	焼失(冬の夕方)	29棟	
人的被害	死者(冬の夕方)	188人 建物倒壊や火災による	
	負傷者(冬の夕方)	3,324人	
	罹災者	34,096人	
	避難者	10,232人	

液状化分布 ランクA：液状化危険度が極めて高い。 ランクB：液状化危険度が高い。

出典：香川県南海地震被害想定調査の概要（平成17年3月）

## 第 2 章 建築物の耐震化の現状と目標

### 1 特に耐震化を図るべき建築物

#### (1) 住宅

住宅は、個人の生活基盤であり、県民の生命、身体、財産を保護するために積極的に耐震化を促進します。

#### (2) 特定建築物（耐震改修促進法第6条各号に規定する建築物）

特定建築物で多数の者が利用する建築物のうち大地震時に機能すべきもの（次項参照）については、災害拠点施設となるため積極的に耐震化を促進します。

### 2 耐震化の現状と目標

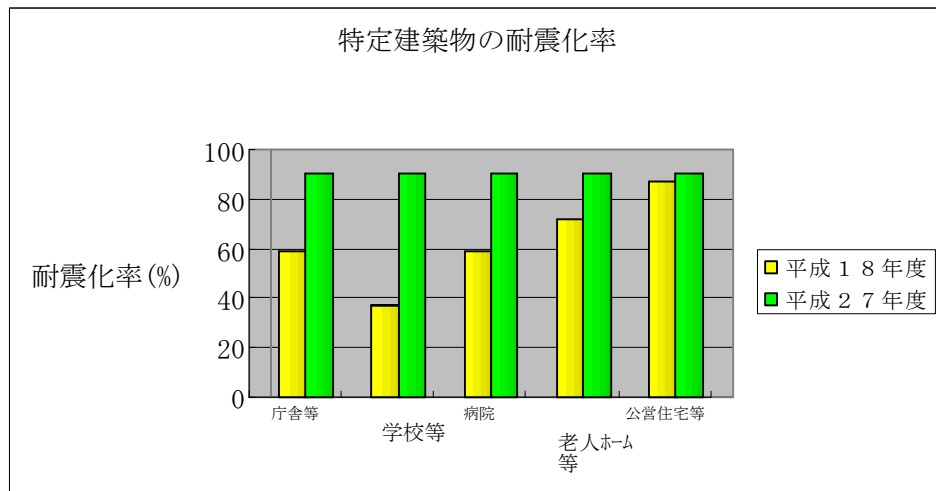
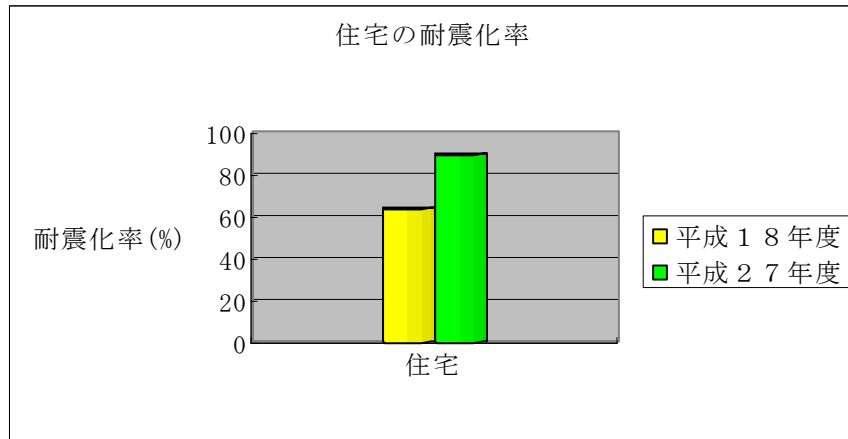
住宅及び特定建築物で多数の者が利用する建築物のうち大地震時に機能すべき施設について、現状及び目標とする耐震化率は次のとおりです。

区 分		現状の耐震化率(%) (平成18年度)	目標の耐震化率(%) (平成27年度)
住 宅		64	90
特定建築物で多数の者が利用するもの	災害対策本部等の災害応急対策指揮・実行、情報伝達施設	59	90
	被災時の避難者の収容施設	37	90
	被災時の救護施設	59	90
	被災時の要援護者施設	72	90
	被災時の一時居住施設	87	90

※住宅は戸数ベース、特定建築物は棟ベースで算定

※特定建築物については、

- ・小中学校、盲学校、聾学校、養護学校、老人ホーム等は階数が2以上かつ床面積が1,000㎡以上のものが対象
- ・幼稚園、保育所等は階数が2以上かつ床面積が500㎡以上のものが対象
- ・体育館は階数に関係なく床面積1,000㎡以上のものが対象
- ・その他のものは階数が3以上かつ床面積が1,000㎡以上のものが対象



## 第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための 施策に関する事項

### 1 役割分担

県、市町、建築関係団体及び建築物の所有者は、以下の役割に応じて相互に連携を図りながら、住宅・建築物の耐震化を推進するものとします。

#### (1) 県の役割

##### ① 県計画

- ・ 県計画の作成
- ・ 県計画に基づく施策等の進捗状況の検証
- ・ 県計画の見直し（必要に応じて）

##### ② 耐震診断、耐震改修

- ・ 県有施設の耐震診断、耐震改修の実施
- ・ 県有施設以外の公共施設の耐震診断、耐震改修の促進
- ・ 民間建築物の耐震診断、耐震改修の促進
- ・ コンクリートブロック塀の転倒防止対策の指導
- ・ 屋根ふき材、窓ガラス、外装材、内装材、広告塔等落下のおそれのあるもの（以下「屋根ふき材等」という。）の落下防止対策の指導
- ・ 建築設備の耐震対策の指導
- ・ 家具の転倒防止対策の啓発
- ・ 耐震改修促進法に基づく建築物の耐震改修の計画の認定
- ・ 耐震改修促進法に基づく特定建築物の所有者に対する指導、助言、指示及び公表
- ・ 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく命令

##### ③ 普及、啓発等

- ・ 相談窓口の設置及び運営
- ・ 市町に対する相談窓口の設置、運営に関する指導
- ・ 耐震化に関するパンフレット等の作成及び配布
- ・ 耐震化に関する情報の提供
- ・ 一般県民向けの耐震対策講習会の開催

##### ④ 技術者の養成

- ・ 耐震診断、耐震改修に関する講習会の実施
- ・ 耐震対策講習会受講者名簿の作成及び縦覧

##### ⑤ 連携

- ・ 県及び所管行政庁、市町、建築関係団体との連携体制の確立及び相互調整
- ・ 所管行政庁、市町、建築関係団体が行う施策への協力
- ・ 所管行政庁、市町、建築関係団体への情報提供

## (2) 市町の役割

### ①市町耐震改修促進計画

- ・市町耐震改修促進計画の作成（所管行政庁（耐震改修促進法第2条第3項の市町をいい、都道府県知事を除く。（以下同じ。））の場合）
- ・市町耐震改修促進計画の作成の努力（所管行政庁以外の市町の場合）
- ・市町耐震改修促進計画に基づく施策等の進捗状況の検証
- ・市町耐震改修促進計画の見直し（必要に応じて）

### ②耐震診断、耐震改修

- ・市町有施設の耐震診断、耐震改修の実施
- ・民間建築物の耐震診断、耐震改修の促進
- ・コンクリートブロック塀の転倒防止対策、屋根ふき材等の落下防止対策及び建築設備の耐震対策の指導（所管行政庁の場合）
- ・県が実施するコンクリートブロック塀の転倒防止対策、屋根ふき材等の落下防止対策及び建築設備の耐震対策の指導への協力（所管行政庁以外の場合）
- ・家具の転倒防止対策の指導
- ・耐震改修促進法に基づく建築物の耐震改修の計画の認定（所管行政庁の場合）
- ・耐震改修促進法に基づく特定建築物の所有者に対する指導、助言、指示及び公表（所管行政庁の場合）
- ・建築基準法に基づく命令（所管行政庁の場合）

### ③普及、啓発等

- ・相談窓口の設置及び運営
- ・耐震化に関するパンフレット等の作成及び配布
- ・耐震化に関する情報の提供
- ・自治会組織を活用しての耐震化の啓発

### ④技術者の養成

- ・県が行う耐震診断、耐震改修に関する講習会への協力

### ⑤連携

- ・県、市町及び建築関係団体との連携及び相互協力

## (3) 建築関係団体の役割

### ①耐震診断、耐震改修

- ・民間建築物の耐震診断、耐震改修の促進
- ・県及び所管行政庁が実施するコンクリートブロック塀の転倒防止対策、屋根ふき材等の落下防止対策及び建築設備の耐震対策の指導への協力
- ・家具の転倒防止対策の指導への協力

### ②普及、啓発等

- ・相談窓口の設置及び運営
- ・耐震化に関するパンフレット等の配布
- ・耐震化に関する情報の提供

### ③技術者の養成

- ・耐震診断、耐震改修に関する講習会の実施

#### (4) 建築物の所有者の役割

##### ①耐震診断、耐震改修

- ・自ら所有又は管理する住宅・建築物の耐震診断の実施
- ・耐震診断の結果に応じ、耐震改修又は建替えの実施
- ・自ら所有又は管理するコンクリートブロック塀の安全対策
- ・自ら所有又は管理する住宅・建築物の屋根ふき材等の落下防止対策
- ・自ら所有又は管理する建築設備の耐震対策
- ・家具の転倒防止対策

## 2 耐震診断・耐震改修に係る基本的な取組み方針

### (1) 市町が実施する事業に対する支援の方針

県は、市町が実施する耐震化のための事業に対し次のような支援を行います。

- ・技術的指導
- ・耐震化事業に対する補助制度や融資制度の紹介及び活用への誘導
- ・耐震化に関する情報の提供
- ・各市町間の連絡調整

### (2) 重点的に耐震化すべき地域、地区

重点的に耐震化を図るべき地域は次のとおりとします。

- ・地域防災計画に定める緊急輸送路及び避難路の沿道地域
- ・通学路の沿道地域
- ・人口集中地区（D I D地区：人口 5,000 人以上を数える地域で約 4,000 人/K m<sup>2</sup>以上の国勢調査区が集合している地域）

### (3) 重点的に耐震化すべき建築物

重点的に耐震化を図るべき建築物は次のとおりとします。

- ・住宅
- ・災害時に応急対策指揮・実行・情報伝達施設となる庁舎等
- ・災害時に避難者収容施設となる学校、体育館等
- ・災害時に救護施設となる病院
- ・災害時に要援護者施設となる社会福祉施設等
- ・災害時に一時居住施設となる公営住宅等

### (4) 優先的に耐震化を図る公共施設の選定方針

県及び市町は、地域の実情等を考慮し、原則として下記の公共施設を優先的に耐震化を図るものとします。

- ・災害時に応急対策指揮・実行・情報伝達等施設となる庁舎等

- ・災害時に避難者収容施設となる学校、体育館等
- ・災害時に救護施設となる病院

#### (5) 地震発生時に通行を確保すべき道路の選定方針

県及び市町は、地域の実情等を考慮し、建築物の倒壊により道路が閉塞され緊急車両の通行や住民の避難の妨げとなるおそれのある下記の道路を「地震発生時に通行を確保すべき道路」として定めるものとします。

- ・地域防災計画に定める緊急輸送路
- ・地域防災計画に定める避難路
- ・通学路

なお、これらの道路は、住宅・建築物耐震改修等事業において「平成27年度までに沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路」とします。

#### (6) 事業の実施方針

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が地震防災対策を自らの問題、地域の問題として認識して取り組むことが不可欠です。県及び市町は、所有者等の取り組みをできる限り支援します。

### 3 耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策の概要

現状の耐震化率を目標値に達成させるためには、昭和56年5月以前に建築された旧耐震基準による住宅・建築物の耐震診断及びその結果を受けて耐震改修又は建替えを促進する必要があります。

このため県では、引き続き耐震改修等の相談に適切に対応できるよう技術者の養成を図るとともに一般県民を対象に耐震講習会を開催します。また、耐震改修等の普及、啓発を図るためにパンフレットの作成、配布や耐震相談窓口での相談等を実施します。

また、本県の公立小中学校に耐震化率を向上させるため、県としては小中学校の統廃合の促進との関連を考慮しつつ支援のあり方について検討します。

なお、耐震診断、耐震改修等に係る国等の主な助成制度や税制度として現在下記のものがありますが、市町においてその活用が図られるようこれらの制度の周知に努めます。

#### (1) 助成制度

- ①特に建築物の用途を限定していないもの
  - ・住宅・建築物耐震改修等事業（国土交通省所管）
  - ・まちづくり交付金制度（国土交通省所管）
- ②住宅に係る助成制度
  - ・地域住宅交付金制度の事業（国土交通省所管）
- ③学校に係る助成制度

- ・安全・安心な学校づくり交付金（文部科学省所管）

④病院に係る助成制度

- ・医療施設耐震工事等施設整備事業（厚生労働省所管）
- ・医療施設耐震整備事業（厚生労働省所管）

⑤その他

- ・公共施設等耐震化事業（消防庁所管）

(2) 税制度

①住宅に係る税制度

- ・所得税：一定の要件に合致する耐震改修について、その費用の一定割合相当額を税額から控除
- ・固定資産税：一定の要件に合致する耐震改修について、一定期間減額

②事業用建築物

- ・所得税及び法人税：事業者が行う特定建築物の耐震改修工事で耐震改修促進法による認定を受けたものについて、その一定割合を特別償却可能

## 4 安心して耐震診断、耐震改修が行うことができるようにするための環境整備

(1) 相談窓口の設置

これまで県及び高松市において耐震相談窓口を設置し、住民の相談に応じていますが、今後はすべての市町において相談窓口を設置するよう指導します。また、市町の相談窓口担当者のレベルアップを図るため研修等を実施します。

(2) 住民への情報提供

- ・耐震相談窓口にて耐震に関するパンフレット、耐震改修の実例集、耐震改修工法に関する資料等を常備し、住民へ情報提供を行います。また、所管行政庁及び各市町の相談窓口も同様の体制をとるよう指導します。
- ・木造住宅耐震対策講習会を受講した技術者の名簿を作成し縦覧に供することにより住民が技術者に関する情報を得られるようにするとともに、標準的な耐震診断を行える機関として（社）香川県建築士事務所協会に窓口を設けます。
- ・建築基準法に基づく定期調査報告概要書を縦覧に供し、当該建築物の耐震性に関する情報を提供します。

## 5 地震時の建築物の安全対策に関する事業の概要

(1) コンクリートブロック塀の転倒防止対策

昭和53年6月に発生した宮城県沖地震では、コンクリートブロック塀の転倒によって多くの死傷者が出ました。

コンクリートブロック塀は特に市街地の住宅密集地域に多くあり、転倒した場合には避難時の妨げになるのみならず、その下敷きになって死傷する可能性があります。

このため、特に緊急輸送路、避難路及び通学路に沿って存在しているコンクリートブロック塀について重点的に安全対策を講じる必要があります。

具体的には、市町及び建築関係団体と連携し、自治会組織や広報紙を通して危険なコンクリートブロック塀の安全対策の啓発に努めるとともに、防災パトロール等により危険なコンクリートブロック塀を把握し、その改善指導を行います。

## (2) 屋根ふき材等の落下防止対策

昭和53年6月に発生した宮城県沖地震や平成17年3月の福岡県西方沖地震では、窓ガラスが破損し落下して多くの負傷者が出ました。

このため、避難路や通学路に面する建築物の屋根ふき材等の安全対策を講じる必要があります。

また、平成13年3月に発生した芸予地震及び平成15年9月に発生した十勝沖地震では体育館等の天井が落下し負傷者が出ました。

このため、このような大規模空間に架かる天井の安全対策を講じる必要があります。

具体的には、市町及び建築関係団体と連携し、建築物防災査察等により屋根ふき材等の落下防止対策を促進します。

## (3) 建築設備の耐震対策

大地震によりその建築物が崩壊や倒壊を免れたとしても、電気設備、給排水設備、空調設備等の建築設備が被害を受ければ、その建築物は機能しなくなります。特に、防災上重要な施設については建築設備の耐震対策も重要です。

このため、建築物の構造体と同様、建築設備についても耐震化を図る必要があります。

具体的には、重点的に耐震化を図るべき建築物（住宅を除く。）を対象に、建築物防災査察等を中心に建築設備の耐震化を促進します。

## (4) 家具の転倒防止対策

高さが高い家具については地震時に転倒するおそれがあり、避難時の妨げになりまた場合によっては死傷する可能性があります。

このため、市町及び建築関係団体と連携し、自治会組織や広報誌を通して身近な住宅の耐震対策として家具の固定等の転倒防止対策を促進します。

## (5) エレベーターの地震防災対策

平成17年7月の千葉県北西部を震源とする地震では、1998年に改訂された「昇降機耐震設計・施工指針」（以下、「新耐震指針」という。）を満たしていないエレベーターに多くの故障や損傷が見られました。

このため、新耐震指針を満たしていないエレベーターについては、この指針と同等の耐震化を図る必要があり、また地震時管制運転装置が設置されていないエレベーターについてはこれを設置する必要があります。

具体的には、所管行政庁と連携し、過去の定期調査で新耐震指針を満たしていないもの及び地震時管制運転装置が設置されていないと報告のあったエレベーターの所有者や管理者に対し改善指導を行うとともに、建築物防災週間にはエレベーターを含めた防災査察を実施します。

## (6) 耐震化のための基礎資料の作成

### ①避難路等の状況把握及び沿道住宅・建築物耐震化基礎資料の整備

避難地や防災拠点施設等に通じる避難路及びこの避難路に通じる幅員の狭い街路等の状況を調査し、避難路等沿道住宅・建築物耐震化基礎資料として整備します。これに基づき、これらの道路等を閉塞する恐れのある住宅・建築物についての現状の状況を把握し、市町とも連携を図りつつ、耐震診断及び耐震改修の促進を図ります。

### ②特定建築物の耐震化基礎資料の整備

特定建築物について、その情報をデータベース化し、耐震化の状況を把握することにより、耐震化の目標設定や耐震化のための施策を策定するための基礎資料として整備します。これに基づき、計画の中間年度に耐震化の目標の見直しを行うとともに、特定建築物の位置を把握し、市町や関係部局等と連携しつつ、特定建築物の所有者に対し、当該建築物の耐震診断、耐震改修のための計画を策定するよう誘導します。

上記①、②の施策を実施するにあたっては、建築物の密集する区域及び緊急輸送路や幹線道路、防災拠点施設等、災害時に機能を保持する必要があるもので優先順位の高い道路や施設が多く分布する市街地から整備を順次すすめる方針とし、当面は都市計画区域内から優先的に整備を行っていきます。

## 6 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

地震発生時に建築物が倒壊して道路を閉塞すれば、多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の妨げになります。

したがって、次の道路については、耐震改修促進法第5条第3項第1号の規定により地震発生時に通行を確保すべき道路とし、平成27年度までに沿道の住宅・建築物の耐震化を図ることが必要なものとし、

- ①香川県地域防災計画に定める緊急輸送路
- ②市町の地域防災計画に定める避難路

## 7 特定優良賃貸住宅の空家の活用に関する事項

耐震改修促進法第5条第3項第2号の規定により、本県内において住宅の耐震改修の実施に伴って仮住居が必要となる場合は、知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項に規定する中核市の区域内にあっては、当該中核市の長。）は次に該当する場合は特定優良賃貸住宅の空家への入居を認めるものと

します。

①対象者(特定入居者)

耐震診断の結果倒壊の危険性があると判断された住宅で、耐震改修促進法第10条に規定する認定建築物である住宅の入居者。

②仮住居として活用できる特定優良賃貸住宅

県内に存する特定優良賃貸住宅で、入居者を募集したにもかかわらず3箇月以上継続して入居者がいない住宅。

③仮住居として賃貸できる期間及び賃貸借の形態

仮住居としての賃貸借期間は2年を限度とします。また借地借家法(平成30年法律第90号)第38条第1項の規定による定期借家契約とします。

## 8 都市再生機構による耐震診断、耐震改修に関する事項

独立行政法人都市再生機構は、建築物の耐震改修を促進するため、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)及び独立行政法人都市再生機構法(平成15年法律第100号)並びに基本方針に基づき、都市圏人口10万人以上の中心都市において、委託により、耐震診断及び耐震改修を実施するものとします。

また、その実施にあたっては、区分所有による共同住宅等は合意形成に多くの労力と時間を要するなど耐震診断及び耐震改修を実施することが困難な場合が多く、特に支援することが必要であることを踏まえ、原則として、区分所有による共同住宅等を対象として実施するものとします。

## 9 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策に関する事項

地震に伴うがけ崩れや大規模盛土造成地の崩壊等による住宅・建築物の被害軽減対策として次の事業があり、これらの事業の活用を促進します。

①がけ地近接等危険住宅移転事業

・事業の概要

がけ地の崩壊、土石流、地すべり、津波、高潮等により住民の生命に危険を及ぼす区域内にある危険住宅を安全な場所への移転を促進する事業

②住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業(住宅・建築物の耐震改修支援型事業)

・事業の概要

大規模地震等の発生により既存住宅・宅地に著しい被害が生じるおそれのある地域における住宅・建築物の保全を図るために、河川、砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設を整備する事業

## 第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発 及び知識の普及に関する事項

### 1 地震防災マップの作成・公表

住宅・建築物の所有者等の意識啓発を図るため、発生のおそれのある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（地震防災マップ）を作成し、住民に公表することが重要です。

地震防災マップは、各市町の市街地の状況や地形・地盤の状況を考慮した区域の区分とし、各区域ごとの揺れやすさを表示した「揺れやすさマップ」のほか、地域の状況に応じ、地盤の液状化や崩壊の危険性、市街地の火災の危険性、避難の困難さ等に関する「危険度マップ」の作成も重要です。

地震防災マップは、地域の特性に応じた内容とし、地域住民にとって身近な問題であるという認識を持つことが重要であるため、市町が作成するものとし、県は作成に当たって技術的な支援や市町間の調整を行います。

### 2 相談体制の整備及び情報提供の充実

現在、県と高松市に耐震相談窓口が設置されていますが、今後はすべての市町において相談窓口を設置するよう各市町に指導します。

相談窓口では、耐震に関するパンフレット、耐震改修の実例集、耐震改修工法、費用、事業者情報、標準契約書、優遇税制制度等に関する情報を提供します。

また県は、市町の相談窓口担当者に対しレベルアップを図るための研修等を実施します。

### 3 パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催

耐震診断、耐震改修を促進するためには、住宅・建築物の所有者等が自らの問題であることを認識する必要があります。

このため、県は所管行政庁、市町、建築関係団体と連携し、以下の事業を行います。

#### ①パンフレットの作成・配布

現在県は、「わが家の防災対策BOOK」を作成し県内全戸に配布しており、引き続き地震を含めた災害に対する防災意識を啓発します。

また、耐震相談窓口には、「自分で守ろう大事なわが家」や「誰でもできるわが家の耐震診断（財団法人日本建築防災協会編）」を備え、相談時に活用しており、既存ブロック塀の安全対策や外壁・窓ガラスの落下防止対策を啓発するパンフレットも備え付けています。

今後とも、これらの資料を活用して県民の耐震化に関する相談に対応するとともに、市町の相談窓口にも備えるよう要請します。

## ②セミナー・講習会の開催

現在県では、専門家及び一般県民を対象に木造住宅耐震対策講習会を開催しており、専門家用講習会の受講者の氏名等を一般県民の縦覧に供しています。

また、総合防災訓練等の各種イベントで住宅・建築物の耐震化を啓発するコーナーを設置し県民の相談等に応じたり、各地で開催される「出前懇談会」を利用して地震防災の重要性について説明をしています。

引き続きこれらの事業を推進するとともに、関係団体が実施するセミナーや講習会の情報提供及び参加の働きかけを行います。

## 4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

耐震改修工事は、内外装の改修、設備の更新、バリアフリー化等の工事にあわせて行うほうが効率的であり、工事費も単独で行うよりも割安になります。

このため、セミナーや講習会を通して建築物の所有者等へこれらのメリットを説明するとともに、融資制度や優遇税制等の情報提供を行い、リフォームとあわせて耐震改修を行うよう誘導します。

## 5 自治会等との連携

地震による被害を軽減するためには、危険箇所等を点検して地域で情報を共有しておくことが大変重要です。このことは、地域全体での住宅・建築物の耐震化の促進、危険なブロック塀や落下物の改修等につながることであります。

これらは自治会単位で実施することが効果的であるため、基本的には市町が主体的に支援すべきものであり、県は情報提供や技術的な支援を行います。

## 第5章 建築基準法による勧告又は命令等についての 所管行政庁との連携に関する事項

### 1 耐震改修促進法による指導等の実施

#### (1) 指導・助言の方針

県及び所管行政庁は、特定建築物の所有者に対し、住宅相談や防災査察、定期調査報告制度等を活用して耐震化の必要性を説明するとともに、耐震診断及び耐震改修を実施するよう指導・助言を行います。

特に、特定建築物のうち災害対策活動の拠点となる庁舎、避難収容施設となる学校、救護施設となる病院については積極的に指導、助言を行うものとします。

#### (2) 指示の方針

県及び所管行政庁は、次の建築物で一定規模以上のものについて耐震診断又は耐震改修が行われていない場合には、その所有者に対して必要な指示を行います。

- ・ 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、その他不特定多数の者が主として利用する特定建築物
- ・ 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を有する者が主として利用する特定建築物
- ・ 火薬類、石油類その他の危険物であって一定の数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

#### (3) 公表の方針

県及び所管行政庁は正当な理由がなく指示に従わなかったときは、その旨を公表することができるかとされていますが、公表に当たっては特定建築物の用途や重要度、耐震性能の程度、倒壊した場合の周辺への影響等を総合的に考慮するとともに、あらかじめ公表する旨を所有者に通知します。

### 2 建築基準法による勧告又は命令等の実施

県及び所管行政庁は、建築物が損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる場合においては、その建築物の所有者等に対し、当該建築物の除却、修繕等を行うよう勧告や命令を行います。

また、耐震改修促進法の規定により公表を行ったにもかかわらず建築物の所有者が耐震改修を実施しない場合で、構造体、屋根ふき材等及び建築設備の地震に対する安全性についてそのまま放置すれば著しく保安上危険となる場合においては、所有者に対し、当該建築物の除却、修繕等を行うよう命令します。

なお、勧告や命令については県と市町（所管行政庁を除く。）が連携を図り実施します。

## 第6章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

### 1 市町が定める耐震改修促進計画に関する事項

耐震改修促進法の規定により、市町は基本方針及び県計画を勘案して、区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町計画」という。）を定めるよう努めるものとされています。

#### （1）市町計画の基本的事項

市町計画の作成に当たっては、各市町の状況を踏まえ、詳細な地震防災マップの作成及び公表、優先的に耐震化を図る建築物や重点的に耐震化を図る区域の設定、地域住民との連携による啓発活動等について、地域の状況に応じて作成するものとします。

#### （2）住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の実施

市町において想定される地震の規模、被害の状況、住宅・建築物の耐震化の現状等を勘案して、耐震化率の目標値を設定するものとします。

目標の設定に当たっては、可能な限り、住宅（公共住宅を含む。）、学校（私立学校を含む。）、病院（私立病院を含む。）など建築物の用途ごとの目標値を設定するものとします。

市町有施設については目標値を定めるものとします。定めた目標は一定期間ごとに検証を行い、その旨を市町計画に記載することが望ましいとされています。

なお、目標の設定に当たっては防災部局、衛生部局、教育委員会等の関連部局と十分連携を図ることが重要です。

#### （3）住宅・建築物の耐震化を図るための施策

市町と住宅・建築物の所有者との役割分担を明確にしたうえで、それぞれが実施すべき事業の方針等具体的な取り組みについて定めます。施策等については下記の事項を参考に検討するものとします。

##### ①市町が実施すべき施策

##### ○耐震診断、耐震改修

- ・市町有施設の耐震診断、耐震改修の実施
- ・民間建築物の耐震診断、耐震改修の促進
- ・コンクリートブロック塀の転倒防止対策、屋根ふき材等の落下防止対策及び建築設備の耐震対策の指導（所管行政庁の場合）
- ・県が実施するコンクリートブロック塀の転倒防止対策、屋根ふき材等の落下防止対策及び建築設備の耐震対策の指導への協力（所管行政庁以外の場合）
- ・家具の転倒防止対策の指導

##### ○普及、啓発等

- ・相談窓口の設置及び運営

- ・耐震化に関するパンフレット等配布
- ・耐震化に関する情報の提供
- ・自治会組織を活用しての耐震化の啓発

○技術者の養成

- ・県が行う耐震診断、耐震改修に関する講習会への協力

②建築物の所有者の役割

○耐震診断、耐震改修等

- ・自ら所有又は管理する住宅・建築物の耐震診断の実施
- ・耐震診断の結果に応じ、耐震改修又は建替えの実施
- ・自ら所有又は管理するコンクリートブロック塀の安全対策
- ・自ら所有又は管理する住宅・建築物の屋根ふき材等の落下防止対策
- ・自ら所有又は管理する建築設備の耐震対策
- ・家具の転倒防止対策

(4) その他

①市町住民にとっては身近な存在であることから、自治会等を通じて下記のような地震時の総合的な安全対策に関する方針等を定めます。

- ・コンクリートブロック塀の転倒防止対策
- ・屋根ふき材等の落下防止対策
- ・家具の転倒防止対策
- ・パンフレットの配布及びその説明
- ・懇談会等による啓発

②地域住民にとって自分の住宅等がある場所が地震時にどの程度揺れるのか、あるいはどの程度の危険性があるのかが分かる地震防災マップを作成することは重要でありまた有益であるため、平成20年度までに作成することが望ましい。

③緊急輸送路の沿道建築物で、地震時に倒壊することによって当該道路を閉塞するおそれのあるものについて、国土交通省が所管する住宅・建築物耐震改修等事業に基づいて耐震化の事業を行う場合には、市町計画に「平成27年度までに沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路」として記載する必要があります。

## 2 本計画の推進に関する事項

### (1) 協議会

本計画の策定時に設置した「香川県耐震改修促進計画策定協議会」を、今後「香川県住宅・建築物耐震対策推進協議会（仮称）」として継承し、耐震化推進のための施策の検討や目標の達成状況の把握や検証等を行い、住宅・建築物の耐震化の促進に努めます。

## (2) 連携

住宅・建築物の耐震化を促進するためには、市町並びに(社)香川県建築士会、(社)香川県建築士事務所協会及び(社)香川県建設業協会などの建築関係団体との連携が不可欠であり、今後も下記の事項について積極的に取り組めます。

- ・耐震診断、耐震改修等の相談の実施
- ・耐震診断、耐震改修等の講習会の開催
- ・耐震化に関する情報提供

## 3 その他

### (1) 地震保険の加入の促進

地震により家屋が倒壊や損傷を受けた場合に所有者は多額の損害を負うことになり、これに備えて地震保険に加入することは大切であると考えられるので地震保険の加入を啓発します。

## 第7章 県有施設の耐震化に関する事項

県有施設については、地震などの大規模な災害が発生した場合に、救援、救護等の災害応急活動の拠点となる防災対策上重要な次の施設（防災拠点施設）を優先的に、耐震化を推進します。

- ①災害応急対策指揮・実行・情報伝達施設
  - ・災害本部設置庁舎
  - ・土木事務所、土地改良事務所等
  - ・警察署等
- ②避難収容施設
  - ・学校校舎、体育館等
- ③救護施設
  - ・病院
- ④要援護者施設
  - ・社会福祉施設

防災拠点施設の耐震化の目標は次のとおりです。

	現在の耐震化率（％） （平成18年度）	目標の耐震化率（％） （平成27年度）
防災拠点施設	63	100

※木造以外の建築物で、2階以上又は延床面積が200㎡を超えるもの。

※建替えを予定している建築物、あり方を検討している建築物等を除く。